

第9回 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議

平成22年5月27日

【事務局】 委員の皆様そろわれていますので、ただいまから「第9回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を開催させていただきたいと思います。

先生方には、大変お忙しいところ毎回お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

今、こちら側の政務三役のほうがだれもおりません。実は衆議院の本会議が、本来、今日1時から3時間の予定で開かれる予定だったんですけれども、開催が5時35分になってしまいまして、こちらにどうしても来れないということで、〇〇（政務三役）だけが7時前ぐらいからは参加できるんじゃないかと思います。大変申しわけありませんが、それまで政務三役不在のままご議論をいただければと、〇〇（政務三役）からもくれぐれも議論を進めておいてほしいということでしたので、よろしく願いいたします。

それでは、会議は非公開で、会議終了後、三日月政務官から会見で説明するというようにさせていただきます。

それでは、座長、よろしく願いいたします。

【委員】 ただいま〇〇（事務局）のほうからご説明がございましたように、国会が夕方からということになりまして、政務関係の方々がご欠席のままでございますけれども、そういうことで議事を進めさせていただきたいと思います。

本日、議事次第の1ということで、前回までの討議の補足を説明していただいて、それについて討議をいたしたいと思います。事務局に資料を準備するようにお願いしております。事務局からまず説明を、できるだけ利水の問題とか前回からの変更点を含めて丁寧にご説明をお願いします。

【事務局】 それでは、事務局のほうから資料1に基づきまして説明させていただきます。

資料1、「個別ダムの検証における利水の観点からの検討イメージ」でございます。

前回、4月19日の会議においていただきましたご意見に基づきまして、前回の資料を修正させていただきました。特に修正点を中心に説明させていただきます。

まず、左側の一番上、「利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量と

して何 m^3/s が必要か確認」ということでしたが、この下に「検証検討主体として、その算出が妥当に行われているか確認」という言葉を入れました。これは前回入っていませんでしたが、前回のご指摘の中で必要かどうかということを開くだけでなく、それが妥当かどうかという点検を行うプロセスを入れてくださいというご指摘でしたので、修正いたしました。

それから、検証検討主体の代替案、概略検討、利水参画者への提示、意見聴取、評価軸ごとに検討、最後に、総合的に検討という流れとなっております。この点につきましては、前回から特に変更はされておられません。

それから、一番下の四角い枠がありますが、ここにつきまして、前回、現行の利水安全度の確保という記述が入っていましたが、前回のご指摘で新規利水分をどうやって確保するかというのが目標ですので、今回修正されております。ひとつめの○でございます。

「利水対策案は、利水参画者に対し、開発量として何 m^3/s 必要かを確認するとともに、その算出が妥当に行われているかを確認の上、その量を確保することを基本として立案する」と修文がされております。

1 ページ目は以上です。

続きまして、2 ページ目の別紙1、「利水代替案（たたき台）」という表です。まず、この表の一番上の欄、方策、概要等、利水上の効果等と書かれていますが、実は、「概要等」と「利水上の効果等」の間に、ちょうど前回の資料には河川管理者、あるいは利水者等、検討の主たる者がだれか、どれだけ寄与するかという縦の欄がありましたが、先ほど冒頭で説明した修正点、検証検討主体の点検、あるいは河川管理者の関与というところが必要だというご指摘を受けて変更されています。その後、ここで検討の主体がだれかという整理が特に意味がないことになるということで、前回の変更点とあわせて、この縦の列の部分が削除されております。

それから、検証対象、供給面での対応という代替案がいろいろ書かれていますが、修正点のところは、真ん中あたりに「供給面での対応（河川区域外） 地下水取水」という横の欄があると思います。「伏流水や河川水に影響を与えないよう配慮しつつ、井戸の新設等により、水源とする」と書かれていますが、ここが前回、「伏流水や河川水に影響を与えないよう配慮しつつ」という表現が入っていませんでしたので、入っています。特に前回のご指摘の中で、地下水取水というのは、過去に大きな地盤沈下という問題を抱えているということですので、その点をしっかりと留意すべきというご指摘をいただいております。

たので、この記述が追加されています。

それから、その下の欄、「ため池（取水後の貯留施設を含む）」と書かれていますが、前回の資料には河道外貯留施設（ため池）というところでしたが、ご指摘があって、河道外貯留施設（ため池）というのがわかりづらいということもありましたので、ため池と書きまして、また、可能性として「取水後の貯留施設を含む」ということが表現に入っています。

それから、3つ下がりまして、「需要面・供給面での総合的な対応が必要なもの」で「ダム使用権等の振替」という欄があります。「ダム使用権等で、需要が発生しておらず、水利権が付与されていないものを必要な者に振り替える」ということで、一番右の欄、「振替元水源の下流」と書かれています。前回の資料では、ここは融通ですとか、譲渡、売買という表現が入ってございましたが、そういった表現は不適切というご指摘をいただきましたので、「振替」という形で表現が変更されております。

その下の欄です。「既得水利の合理化・転用」。「用水路の漏水対策、取水施設の改良等により、用水の使用量の削減、農地面積の減少、産業構造の変革等に伴う需要減分をあわせて他の必要とする用途に転用する」ということで「転用」という言葉が使われていますが、前回、実はこの欄は農業用水の表現で農業用水の合理化等と書かれていましたが、農業用水の使用量を削減、削除するというような話がありましたが、その辺も不適切であろうということで、既得水利、あるいは使用量転用という表現で修正がされております。

それから、その下の欄も若干の修正がございましたが、中身としては変更がございません。若干の表現の適正化ということで修正が加えられております。

最後、別紙2、3ページ目、「評価軸と評価の考え方（たたき台）」でございますが、まず、一番上、「目標」でございます。「利水参画者に対し、開発量として何 m^3/s 必要かを確認するとともに、その算出が妥当に行われているかを確認することとしており、その量を確保できるか」という表現。それにあわせまして、右側の「備考」の欄に「利水参画者に対し、開発量として何 m^3/s 必要かを確認するとともに、その算出が妥当に行われているかを確認の上、その量を確保することを基本としており、このような場合は、同様の評価結果となる」ということです。これは冒頭に説明した修正にあわせまして、前資料で、現行の利水安全度等の表現がございましたが、ほかの変更にあわせまして、こういった表現が書かれています。

それから、その下で「段階的にどのように効果が確保されていくのか」ということが書

かれています。これも前回の資料には利水安全度という表現が入っていましたが、先ほどの指摘と同じように、利水安全度という表現は不適切ではないかということでございますので、「効果」ということで表現が修正されております。

その他については変更がなく、途中の「コスト」で、一番下の欄、「※なお、必要に応じ、直接的な費用だけでなく関連して必要となる必要についても明らかにして評価する」と書かれています。この項目については変更はございません。ただ、右側のところの「備考」が前回の資料には入っていませんでしたが、もう少し具体的なイメージを持っていただくために、「例えば、既に整備済みの利水専用施設（導水路、上水場など）を活用できるか確認し、活用することが困難な場合には、新たに整備する施設のコストや不要となる施設の処理に係るコストを見込む」と入っています。前回のご指摘の中でもこういったイメージかと考えられます。

途中につきましては特に大きな変更はありませんが、「地域社会への影響」で、「事業地及びその周辺への影響はどの程度か」という欄があります。その備考の欄が若干修正されていますが、「利水対策案ごとに、土地の買収、家屋の移転に伴う個人の生活や地域の経済活動、コミュニティ、まちづくり等への影響等の観点から」ということで、これは表現の適正化ということで若干の修正がされています。

それから、「環境への影響」という欄で、上から2つ目、「地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか」ということで、「地下水の塩水化」という表現が入っています。それに合わせまして右側の「備考」の欄につきましても、「利水対策案ごとに、現況と比べて地下水位にどのような影響を与えるか、またそれにより地盤沈下や地下水の塩水化、周辺の地下水利用にどのような影響を与えるか」ということで変更されています。

前回、地下水のところについてのご指摘をいただいておりまして、そこにつきましては地下水の塩水化も問題であるということで、環境影響に入って、ここの評価軸ということで整理されています。

それから、最後、一番下の欄です。今回の資料には特に形には見えておりませんが、前回の資料に、この「環境への影響」の下に「流水の正常な機能の維持への影響」という欄がございました。前回それについてもご指摘をいただきましたが、治水のほうにもそういった評価軸があったということで整理されまして、今回は利水のほうではここは削除ということで変更がされています。

以上、前回の委員会の中でいただいたご意見をもとに修正された箇所の説明でございます。

す。

【委員】 ありがとうございます。

ただいまの利水の観点からの検討イメージといったことにつきまして、ご質問、ご意見ございましたら、どうぞ。

【委員】 2ページの別紙1ですが、前からも使われていたので今ごろ聞いたのではいかんのですけれども、「雨水・中水利用」という、「中水」という言葉は、私、土木学会、地盤工学会を通じてあまり使っていないものですから、これは行政の言葉として「中水」ということがどこかで定義されておられるのでしょうか。それだけを教えてください。

【事務局】 いわゆる処理再生水ということで「中水」という言葉をよく使うものだから、そういった表現をさせていただきました。

【委員】 定義はどのような定義でしたか。

【事務局】 使用水を処理して、それをまた再度利用するというので「中水」という言葉を使っています。

【委員】 そうですか。行政で使われておるといふ……。

【事務局】 ほかに適切な表現がございましたら、ご指摘いただければと思います。

【委員】 よろしいですか。ほかに、どうぞ。

【委員】 ちょっと出すのがおくれてしまったんですけども、今の「需要面・供給面での総合的な対応が必要なもの」の中で「既得水利の合理化・転用」は非常に期待のできる分野でもあるわけですね。要らなくなったようなもの、あるいは不要になったようなものをまた使うべきです。それはそれで非常にいいことだと思うんですけども、ただ、ここで気になるのは、それをするためにはいろいろな関係省庁とか、あるいは関係機関の調整が非常に大変なんだろうね、きつとこういうことをやろうと思ったら。例えば、今、農業用水が余りました。余った分を何か新規利水にかえていきたい。そうしたら、これは大変な労力というか、いろいろな議論をやらなきゃいかん。あるいは、ほかの産業構造の変化に伴って需要が減った。減った分、工業用水が余っているわけですね。それをほかに転用したいと。そのこと自身は日本全体では非常にいいことだと思うんですけども、それをやるためには、それぞれの省庁とか、あるいは関係機関の調整が必要なんですよ。こんなことをここに書いていかどうか分からない。それが非常に難儀なので、おそらく今まではそういうことをあまり、ゼロではないでしょうけれども、なかなかやりにくかった。

だから、その点をここに書くのがいいのかどうか、よくわからないところがあるんですけども、何かそんなことを書いていないと、これだけではなかなかわかりにくい。そこが一番問題なんですよね。いろいろな調整が、余ったものがあれば、それを使うということに関しては国民的な見地からすれば非常にいいことなんです。悪いことではない、いいんですけども、それを可能なものにするためには、このままではちょっと弱いような気がするので、そこがちょっと気になって、ここで言わなくても、そんなことは後で議論すればいいのであればいいんですけども。例えば、こういうことを実現するためには各機関の間の調整が必要であると、そんなのがないと、これを書くのは簡単なんですけど実現は非常に不可能に近いと思うので、その辺の見解を書いてはどうでしょうか。、書くところが違うよということであれば、またいいんですけども。

【委員】 その点について、日本では既に皆、経験済みなんです。農水の合理化・転用、工業用水のいわば振りかえのようなフルプラン改定をして上水に組み込んでいるとか、既に経験済みのことでありますから決して難しいことではありません。近年やっていないのは、必ずしもその場に需要がないことと、農地減反政策などをやっているじゃないかと言われても、しかし、地域用水、環境用水というだけではなくて、農水には落差が必要なんです。途中抜けても、やっぱり下の方には持っていかなくちゃいけない。それを一遍にがらりとやるわけにいかないの、それも進まない。それは確かに農地政策との関係で難しいかもしれませんが、農地政策そのものが難しいわけですから、中山間地域の対策も難しいので進まないわけですから、そういったことが難しいと言わなくても、やろうと思えばやれるんですよ、経験済みのことでありますから。そういう認識でいかがでしょうか。事務当局の方は。

【事務局】 今、〇〇先生（委員）がおっしゃったとおりで、特にフルプラン水系、水需給が逼迫しているところでは、やはり水利用をある一定期間内にちゃんと整理した上で水需給のバランスをとっていかうと。

具体的に、例えば〇〇川水系でも、農業用水の合理化によって、夏水を農業用水から上水へ相当量転換してきていると。それと、最近の傾向では、今、〇〇先生（委員）がおっしゃったとおりで、やはり途中、虫食いの農地がなくなったとしても、ある農地の末端まで水を届けないとだめだよと。それが相当大きな制約条件になっている。農地面積の減り方が一番下から減っていけば、そういう話がなかなかつながらないんですが、現実的には虫食いの話も過去数年来ていると。そういう意味で、いずれにしても、ここの出てい

のものすべて、ある面では実施してきた面もあるし、実施するに当たっては関係者との調整は当然のことだと考えられます。

【委員】 ただ、これに関連して、大変だと推測されますのは、発電水利権です。これは、一応、部分的には〇〇ダムとか経験はありますけれども、これをかなり大がかりに治水に転用するとか、治水目的を乗っけるということになりますと、これはなかなか大変だ。発電水利は日本では一番早くから進んでいますから、向こうは先輩格というか、また落差だけの発電と水そのものが必要な方面とは調整しなくちゃいけない。一般の利水とは、またちょっとスタンスの差があるわけです。その辺をどうするかですね。

しかし、いずれにしても、私は何遍も申しましたように、洪水をためて上手に使うのは水力発電も同じことですから、そういう面でこれから大きな課題といたしますか、目標にはなり得ると思いますが、相手のあることですから。しかし、相手省庁のことをわざわざここに書かなくても、当然これはやるべきときはやるということでもいいんじゃないかと思えます。

【委員】 もう一点それに、今、発電の問題が出ましたので。発電のときには、いろいろ洪水をためるところもありますけれども、流れ込み式といって、昔の小さなダムで別に水をためずにやるのが大部分なんですよね。それで、水利権の更新期間がありますね。15年？

【事務局】 20年。

【委員】 20年ですか。20年で更新していつているわけですね。そのときは河川管理者のところに更新願いが出てくるわけですか。ところが、最近、いろいろなところで地域の方がもう更新してくれるなという意見もたくさん出ているようですが。

一方では、もちろん電力会社のほうは更新したいと。それは、そこがコンフリクトの一番大きな問題なんですけれども、いろいろなところで河川環境、特に生態系とかを考えれば水がなくなるのは困るから、それで更新は20年だったら20年でやってくださいと。もう何回もおそらく更新をやっていると思うんですけれども、そこら辺の議論はどうなっているのでしょうか。更新するときの、ここはちょっと関係ないんですけども、今までの水利権の問題は多少あるかもわかりませんが、その辺の考え方はどういうふうになっているのでしょうか。

【委員】 それも私、何回か前に申しましたね。

【委員】 今までにありましたね。

【委員】 かなり柔軟にというか、許可期限の到来時期をそろえるとか、従来、30年だったのを20年にするとか、あるいは調整が期限までにつかなければ、10年ぐらいは暫定で行く。その猶予の中でうまくいけば本水利権としてさかのぼって見なすというようなやり方もやっていますね。ですから、そういう点はかなり踏み込んでいます。ただ、性質の違う発電水利権、他の用水とは違う点をこれからどういうふうに調整していくか。これは哲学の問題、または歴史の問題もあると思います。

【委員】 わかりました。

【委員】 どうぞ。

【委員】 前回もいろいろ議論されたことですが、今回、正常流量とか不特定の話は、予算の区分上では治水のほうに入っているから治水のほうに記述しました。だから、利水のほうでは重複するから書かなくていいんだという説明だったと思います。しかし、治水のほうへ書くという意味での正常流量と、利水のところに書くべき正常流量は意味が違うのかなという気がします。治水のところでも正常流量にも配慮して計画のことを考えなさいという話がある一方、利水のところで考える正常流量は、場合によっては、ほかの利水流量、水利流量とのまきに取り合いの問題に入ってくる話です。

だから、両方にあらわれるのはおかしいから治水のほうだけ書いておきましょうというふうな決めつけというのは、ちょっとおかしいのかなという気がします。利水のことを考えるときにも正常流量がちゃんと確保されているかということの中身の中で水利権のやりとりみたいなものが出てくるわけで、一方、治水のほうでは、治水ダムの議論をするときに、正常流量はしっかり確保するというのは、治水ダムをつくるときの目標として持っているんですよという異質の意味を持っていると思っています。その辺、再度考えていただきたいなという気がします。

【委員】 その点も、私が何遍も出しゃばるようですけども、この会議は事務局との一問一答よりは委員間の議論のほうが望ましいということから、あえてその点を申し上げます。

前にもちょっと言ったと思うんですけども、正常流量の一番大きなものは、不特定かんがいであるとか、そういう不特定のものです。これはすべて水利権の目から見ても独立したものではない。予算の面から見ても、これは治水勘定になっている。したがって、これはダブるからではなくて、既に治水のほうで見ているからということですね。ですから、治水は、ある意味ではオールマイティーなんですよ。何でもできる建前から、利水を

それぞれ用途別に一部を特定していくという性質のもので、これは治水のほうだけ明記すれば十分済むのではないかということです。事務局の説明がダブるからという言い方は、ちょっと誤解を招いたのではないかと思います。

【委員】 私は、例えば、河川行政という面では正常流量の話は治水のほうに属する話というのはよくわかるけれども、ここでの議論が人の目に触れていくときに、ふだんの水の流量の取り合いをやるときに、正常流量の話を利用の中で全然触れないというのは見づらい話だなと思うのです。河川行政の中では正常流量は治水のほうに属する議論なんだろうけれども、正常流量の部分をきちっと確保するというのが利水全体の中での、ある意味では計画での目標になり得る話でもあるわけです。場合によっては利水配分が正常流量に食い込んでいるとか食い込まないとかいうふうな話も当然出てくるわけだから、やっぱり少し考えていただきたいと思います。一般の、行政でない目から見たときに、どうしてふだんの水の取り合いが正常流量の議論なしにやられるのかというのはちょっと奇異に見えるのです。私ももともとは河川行政の面から区分していったらいいという話には賛成だったのですが、整理してくる中で、やはりそこが奇異に見えるなという気がします。治水と利水と分けて、利水面での中での議論にいわゆる水利権のやりとりまで含むような話になってくると、正常流量がちゃんと確保できているのかというのは、いわゆる実際の行政目標の中でも議論されるはずの話です。両方にこだわったのは、今日特に重複するからという説明だったこともあるのでしょうか。一言申しただけです。

【委員】 もう一点補足しますと、利水者が特定されていないわけですよ。ですから、こここの……。

【委員】 それはよくわかる。

【委員】 文脈に合わないんです。継続の意思があるかないかと聞いてみたところで特定した相手がないわけですから、それだけのことです。

【委員】 だから、それは河川行政の中で維持用水とか、そういう不特定多数の用水が要りますよということを最初に治水の段階で議論している。ここは、それぞれのいろいろな利水者の競合関係を今議論しているわけですね、水道とか工業用水とか。だから、ここではちょっとなじみにくいような感じがします。

【委員】 そういことですね。事務局も何か別の意見はありますか。要するに説明の仕方の問題だと思いますけどね。

【事務局】 ご指摘のとおりでございます。説明のほうが不十分で申しわけございませ

ん。

【委員】 ほかに何かご意見、あるいはご質問ございましたら。はい、どうぞ。

【委員】 最初に、利水安全度という言葉をとったというのは、どこからとったんですか。とる、とらないの問題じゃなしに、何 m^3/s 必要かという確認となっているんですけれども、要するに、今は例えば川のそばの井戸からとっている。ところが、渇水がしょっちゅう起きるのでダムが欲しいといった場合に、非常に不安定なのでダムで安定した供給が欲しいんだというような事情というのはどこで表現されるのか。この評価軸でいくと、そういう今までの困っている事情というのはどこに表現されると思えばいいんですか。

【事務局】 おそらく、今、〇〇先生（委員）ご指摘の点は、今、利水に困っていて、もう少しこれぐらいの量の水が欲しいという状況であれば、一番最初、利水参画者のほうからどれだけの開発量が必要かという要望が上がってくると考えられますが、それに対してその量を確保して補給する施設、あるいはほかの方策というのがどういうものがあるかという検討に入っていくものだと考えられます。

【委員】 そうすると、例えば評価軸で「目標」とありますけれども、その中に※で「渇水被害抑止」、こういうところですかね。今まで4年に1回ほど水がなくて困ってきた。だから安定的に供給したい。つまり、それは4年なのか10年に1回なのか、4年なら気の毒だねというふうに見なきゃいけないけれども、そこはどこに入れ込んで、まず出してくるわけですか。

【委員】 その点も渇水だけじゃないんですよ。暫定豊水水利権というのは、地下水使用を転換するためのものが一番大きなものですよ。もちろんそれがないと渇水になるわけですが、いわゆる気候としての渇水じゃないんですね。ですから、何 m^3/s 必要だという以上は、その理由はちゃんとつけておかなきゃいけないですね。これはアンケートじゃないんですからね。

【委員】 そういうことです。

【委員】 検討しますということですからね。確かにそういう歴史とか経緯は非常に大事なんですけれども、こういう役所の文章にはそういう書く欄はあまりないんですね。それが陳情とか何かになればいろいろ言ってきますけれども、そういうものじゃない。しかし、必要だという以上は、その理由はきちんと書いてもらう。当たり前のことですから、別に様式を決めなくたって書いてくれればいいと思いますが、無理にこれをばらしちゃったり、どこかにはめ込んだりするとみんな片手落ちになっちゃいますから、これはこれで

私はいいと思います。

【委員】 それは〇〇先生（委員）のおっしゃるのと両面ありまして、今までが利水者がおりにいったわけです。あるいは、量が毎秒 $1\text{ m}^3/\text{s}$ 欲しいというのを $0.5\text{ m}^3/\text{s}$ にしてほしいとか、そういうところで圧倒的に多目的ダムがだめになったケースが多いわけです。〇〇先生（委員）が言われるのは逆のほうなんですよね。

【委員】 そうですね。

【委員】 だから、両面ありまして、利水者が自分のところの量はそんなに要りませんよと、もちろん負担も要るし、将来的な事業計画もできない。それは一番には経済成長が伸びていないということと、もう一点は人口が減少している。だから、水道用水はそんなに要らない。ところが、要るところもあるわけです。いろいろあるから、それはここできちんと仕分けというよりも、当然利水を必要とする人がそれぞれ書くわけで、書いてもらっても、そこに出てきたデータが正しいかどうかということもきちんと河川管理者はチェックしなさいよというのがこれなんです。今まではチェックもしていたかもわからないけれども、チェックしたわりにはどんどん脱退していつている人が圧倒的に多いわけです。これは何度もここで議論している。

だから、脱退するほうと、ほんとうに足りないところもあるかもだから、そこはきちんと河川管理者が検証しなさいという意味だと思うんです。だから、僕はこれで妥当だと思う。2つは……。

【委員】 ちょっといいですか。ちょっとよくわからないのは、利水の話は河川管理者側から見ているのか、利水参画者側から見ているのかということなんです。水利権を認めてくださいというのは河川管理者にとっての話で、このときには、例えば10分の1の安全度を確保したものを出しているわけです。だから、これだけの水が要るということは、それは、例えば10年に1度の渇水の中身で分けているわけだから、今、4分の1で渇水が起こるとかいうのはおかしいわけです。でも、それは、実は正常流量にかかわる分まで水利権として付与してきたからです。結局、私は何を言いたいかといったら、河川管理者側から見た話と利水参画者側から見た話をどっちに仕切るのか。さっきから話を聞いていると、だんだん利水参画者側の話でここはまとめようと、だから利水安全度という話が吹っ飛んでしまったわけですね。

河川管理者側から見ると、利水安全度の問題が利水の問題で、需要を決めるところは確かに参画者側なのだけれども、ここのところをどう書くのか。この利水の位置を検証の中

でどっち側にスタンスを置くのかというのはちょっと気になるところかなと思います。

私が最初に正常流量の話をしたのも、河川管理者側からすると正常流量を確保することが利水目的で、利水量がどれだけ要るのか要らないのかというのは利水参画者の問題で、言われたことに対して河川管理者側はどんなふうに確保していくのが河川管理側の問題で、この仕組みがクリアになっていないのでしょうか。いろいろな問題が整理されないままの議論ではちょっと気になるところが出てくるなというような話ではないかと思います。

【委員】 今議論しているのは、検討主体が考えるべき問題はどれとどれだということですから、利水者が単独とか河川管理者じゃないんですよ。

【委員】 いや、検証は河川管理者がやるから、この間みたいに利水参画者がやる検証でなくて、河川管理者がやる検証にしましょうという流れになってきたわけです。一番最初は水利参画者に検証しなさいとあずけるはずだったのが、河川管理者側の立場でその水利権も含めて正当か妥当かどうかを検証の中に入れてみましょうと。

【委員】 これは検討をするための資料ですので、これをそのとおりで……。

【委員】 河川管理者が。

【委員】 いえ、検討主体がでしょう。

【委員】 検討主体は河川管理者なんですよ。

【委員】 いや、河川管理者という性格のものだけには限らないんです。

【委員】 水利参画者は入っていないんですよ。

【委員】 だから、それは確認する側で。

【委員】 そうです。

【委員】 ですから、検討主体が考えるべき問題をここに列記しているわけでしょう。

【委員】 そうです。検討主体は河川管理者なんですね。

【委員】 そうですね。ですから、それが何も利水者にシフトしているとかいうようなことはないです。

【委員】 いや、シフトしているんじゃないで、河川管理者として考えるべき利水の問題をどういうスタンスで考えるべきかということを私は申し上げたわけで、だんだんこの考え方が水利参画者側としてチェックすべき項目に変わってきていないんじゃないかということを行っているのです。

【委員】 それはチェックしてもらう必要があるからですね。確認してもらう必要があるから。しかも、その水利計算というのは徹底していますから、ハイドロを使ってどうだ

というのもみんな河川管理者側が決めて、いわば河川局サイドが決めて、大体それで長年やってきていますからね。

【委員】 もしそうであれば、私は利水の検討を河川管理者のスタンスとしてやりますというから、治水とほとんど並列させて総合的に見るのがいいと言ったんだけど、水利参画者の事情のほうでやるんだったら、やっぱりそれは並列じゃなくて一つの参考資料にしかないんじゃないでしょうか。今回の検証は、河川管理者が主体性を持ってやる検証なので、そのために並列になったわけで、そうでなかったら利水の検討というのはフローチャートの中で横から矢印が入ってくるだけの話になっちゃうんですね。

【委員】 だから、並列とか何かの問題じゃないんです。

【委員】 いや、いや、私はその問題、並列……。

【委員】 相手があるから、これは大変だということなんですね。利水者という相手があるお客様の話だから。

【委員】 大変なことはよくわかっているんだけど、だから、それをどういうふうにするのかということをはっきりと決めないと。一番最初は、利水の問題は利水者に意思があるかどうか。利水者のほうの需要はほんとうに確認されているんですかという観点で見てくださいねという依頼事項だったのを、河川管理者も責任を持って水利権を付与している河川管理者は、利水に対してどんな感覚を持っているのかをきちんと書いて、河川管理者が主体的に見るというスタンスにするという方向になったと私は思ったから、両者、利水と治水はしっかり並列させてフローチャートに書くべきだという意見でした、利水の問題は利水の問題で議論して、それを参考にして議論しましょうとするんだったら、やっぱりそれは参考的な意見です。フローチャートとしての位置づけとだれが主体的に検証するのかというのは強く

関連したものです。別々のものではないと。

【委員】 だけど、その議論は、基本的にここにあるように、水利参画者の事業計画がまず妥当であるかどうかということが一番基本だと思うんです。それが過大に要求しているかどうか。あるいは、人口動態とかそういうことなしに、ずっと前に計画ができていたので、それで例えば大きな利水量、需要量を見込んだ結果、結果論の議論なんですけれども、たくさんの多目的ダムがボツになっているのは、一番大きいのはそこなんです。環境問題もちょっとあるけれども、ほとんどは利水者が脱退したり、別に治水のほうは脱退しているわけではないので、治水はそのまま動いているんだけど、利水者が脱退して多目

的ダムが成立しなくなってきた、それでダムが中止になったケースが圧倒的に何度も出ています。

だから、それがないような形をある程度やっていかなきゃいかんのではないかということで、利水者の要求する量が社会的、経済的に、妥当であるかどうかということを利用者もしっかり検討してくださいよと。それをチェックするのが、河川行政をやる検討主体もきちんと検討してくださいと。2つでやらないと、今までのだれか途中で抜けたときに、やめましたと言ったら非常に混乱が起こっているわけですね。その議論があるわけです。あまり情緒的な議論をしているわけでは、もう現実にも何度もそういうことが起こっているから、ある程度こういう厳しいというか、きちんとした検討をするべきだと思います。

今まではどちらかというと、僕もその中身はよくわからないですけども、河川管理者のほうは利水者のほうの言い分をほぼ聞いて、ああ、そうですかと言ってやられてきたんではないか、ちょっと違ったらごめんなさい、そんなイメージなんですよね。だから、それではこれからまずいんではないかなというような感じで、お互いに利水者もきちんとやると同時に、河川管理者のほうもそれなりの評価をして、これは過大な要求量であるとか、ここはそういう議論だと思うんです。

【委員】 話はよくわかるんですけども、その場合は依頼事項と主体的にやる調査と検証とは……。

【委員】 違いますか。

【委員】 どの部分をちゃんと水利参画者に検証してもらって、河川管理者としては、その部分のどこをチェックするかをもう少し正確に決めておいたほうがいいかなという気がする。

【委員】 だから、もう一回言いますと、「目標」の「評価の考え方」という文章を厳密に読みますと、「水利参画者に対して、開発量として何 m^3/s 必要かを確認するとともに」と、確認する主体は、この文章だと水利参画者が確認という意味で書いてあるんです。確認する主体はどっちですか。

【委員】 河川管理者。

【委員】 それは検討主体です。

【委員】 そうでしょう。だから、そう書かないと、つまり評価をする河川管理者が何 m^3/s かを確認するという量だけでいいんですかというのを聞いたわけです。量だけ言われたって、その切迫性なんて全然確認できないわけです。

【委員】 切迫性は安全度の中に入って、河川管理者の中に入ってきたら、渇水は安全度は10分の1で水利権付与というような形になるから、そこにばらつきは本来ないはずでしょう。

【委員】 だから、今まではこうやってきて困っているというのがどこに表現されるのか。つまり、評価の中で。そんなに困っていないじゃないか、何でこんなの要るのというような。

【委員】 新規利水としての提案のときに。

【委員】 はい。その一番下の※に書いてあるので、そうやれば渇水被害は抑止されるのでというようなことに含まれているのかなと思って聞いているんですけどもね。新規にダムをつくる場合で、今までこうやって井戸でやってきて、しょっちゅう水枯れして困っているというので、だけどこうやれば渇水被害が抑止されると。今まで困ってきているというダメージの部分の評価をここの「渇水被害抑止」という言葉の中に込めているのかなというふうに解釈しているんですけども、そんなものでいいんですか。

【委員】 これだけ示せば、書く人はちゃんと書きますよ。必要ならば説明もするでしょうしね。

【委員】 「適宜評価する」と書いてあるから。

【委員】 項目を表にしたものだからそういう表現になるだけのことで、これをどう使うか、そんな事細かに手取り足取り全部書いたら、何十ページ、何百ページあっても足りないですよ。

【委員】 いや、いいですよ。だから、ここに入っていると思えば。

【委員】 入っている。主張する、あるいは確認する以上は説明をちゃんとしてもらいたい、裏づけをとってもらう、それだけのことでしょう。

【事務局】 よろしいですか。ちょっと補足をさせていただきます。

今、〇〇先生（委員）がご説明いただいたとおり、利水参画者に対し、検証検討主体が開発量として何 m^3/s 必要かを確認すると。確認しますけれども、当然、何 m^3/s という結論の数字だけでは確認という形になりませんので、その算出が妥当に行われているかを確認するところで先ほどの〇〇先生（委員）のご説明がありました。例えば上水でありましたら、その人口がどれぐらいであって、将来的にこれぐらいの需要の伸びが予測されているので、これぐらいの量が欲しいんだという妥当な説明ができるかどうかといったところまで相手側に、利水参画者のほうに要求をしてということです。

【委員】 それで、今までのこともそうなんですけれども、非常に言葉の使い方が紛らわしいんですよ。一番偉いのは検証主体なんです。その次は検討主体だ。それから、それぞれの確認とか精査とか比較とかあるわけです。その辺もまた一緒に「検証の検討」と来るからわからない。「検証のための検討」でしょう。最後に検証をするのに耐え得るような検討をしてもらいたい。その検討の中身には数字を精査したり、いろいろ代案を比較したり、数字の妥当性、科学的根拠を確認したりといろいろな動作が伴うわけです。これがまた一つ一つのやつを検証だなんて言うからこんがらがってくるわけです。

実は、言葉の使い方が整理されてないだけのことでありまして、見ればわかるんですけども、「検証検討」なんて並べたら、ますます「検検」って何だとなるわけです。「等等」みたいなもんですよ、「等」が2つ並んだらわからなくなるんですよ。そういう紛らわしい使い方をされないように、例えば「検証のための検討」をしていただきます。検討の中身には、精査、比較、確認、いろいろあります。それで抜かりなくやってもらいたいというふうに、相手がわからないと困るから、どこかで言葉の使い方をわかるようにやってくださいよ。検証する方が苦勞するだけのことですよ。

【委員】 それにつきましては、当然のことながら、最終的に中間とりまとめの具体的な中身について文章にしても、あるいは表にしても出しますので、そのときに全部チェックをしていただいて、特に〇〇先生（委員）がしていただいて、チェックして見直すということをしていただく……。

【委員】 これ、法律の条文に書けば、その使い分けはきちんとやるわけですね。だれだれが検証する。そのための準備として、これこれを出させる。その出させるときにはこういう作業をやらせよう。それに理由はちゃんとつけてもらおう。そういうのもやっぱりマニュアルが必要ですね。中間とりまとめの文章だけじゃまだわからないかもしれない。相手がわからないと、もらったほうが苦勞するだけですから。苦勞しないようにやってください。ちなみに、一番労力を省く学問は数学なんです。数学者というのは、できるだけ時間と労力のムダを省かせようと思って数学を研究しているわけです。そういう頭で、あまり苦勞しない方法を考えてもらいたいというだけのことです。

【委員】 それについては後日、実際にまとめましたときにもう一遍きちんと読み返して、法律に照らして、あるいは相手方が僕は非常に作業を進めやすい方法を提示しなければならない。さっきもおっしゃったように、読んでみると「検証の検討」なんて書いてあると、どこで何を検討するのかがはっきりしないから、そういうことも含めて議論したい。

【委員】 もう一回確認だけ。資料1のところに、一番上の枠組みは利水参画者に対して妥当に行われているかどうかを確認した後、そのデータが来たら、評価軸でチェックしていくところは検証主体、河川管理者側でしょう。だから、評価軸のところの評価軸というのは河川管理者側のスタンスで書かないとだめじゃないというのが私の主張で、利水参画者に対していろいろなデータを出してくださいというのはいいんだけど、検証主体はあくまでも河川管理者側で、この矢印が下へ来たときに、評価とは書いていないんだけど、ここは検証主体が本来やるようにしたほうがいいですねと言ってきたはずですね。

【委員】 それは検討主体でしょう、ここの話。

【委員】 検討主体というのは、相手……。

【委員】 いや、検証主体は大臣。

【委員】 検証主体は河川管理者。

【委員】 検証は大臣でしょう。

【委員】 検証はそうだけど、検証検討なんて書いてある。この主体は違う。これは……。

【委員】 全体の枠組みの中では検証主体は大臣になる。

【委員】 それはいいのだけれど、この2番目に書いてある、これが一番問題。

【委員】 ここはだれがやるかという話をしているわけで……。

【委員】 そう、そう。

【委員】 だから、「検証のための準備の検討」とちゃんと書いて、以下、「検討」という言葉だけ使えばいいんですよ。

【委員】 いやいや、それはいいんだけど、利水参画者がやる分と河川管理者がやる分ではスタンスが違うはずですよ。もう一つ大臣がいるんだけど、大臣が検証して、河川管理者に検討主体があって、検討主体が利水参画者に依頼しているものであると。

【委員】 今も言葉の定義だけみたいな気もしますが、むしろ資料2のほうで、こっちは治水ですが、そこに[イ]の箱の下のところに「検証主体」とか「検証検討主体」とかと定義がありますね。要は、むしろこっちと整合させなきゃいかんですね。

【委員】 学識者の団体みたいな……。

【委員】 だから、例えば資料1の場合の「検証検討主体」と書いてあるのは、資料2の枠外に記されている。

【委員】 2から来ているんですか。

【委員】 例えば2、[イ]か。

【委員】 主体として利水者の意見を確認するわけだから……。

【委員】 だから、これをちょっと整理しましょう。こんなことを議論していたら切りがないので、最終的に何がどういった作業をするか、そういうことをちゃんとやりましょう。

【委員】 ○○先生（委員）に……。最初からそれをやると議論がなかなかできないから、今はいいんじゃないですか。

【委員】 だから、時間の節約をするためにはですね。

【委員】 だから、少なくとも先ほどの件はいいですね。利水として、例えば、実際には○○先生（委員）がおっしゃったようなことが含まれているのだけれども、安全度とかについては、実際の河川管理者としては量的なものを把握するということが良いのではないか。だから、その背景については確認をする必要はあるとしても、なぜそういうものが量が出てきたかということだけ説明できれば良いと思います。

それでは、よろしゅうございますか。次、ずっと問題になっておりました個別ダムの検証をするに当たって、最終的な総合的な評価をどうするか。その総合評価の考え方につきまして、まず説明をしていただきますが、別紙3に基づいて事務局のほうからご説明をお願いします。

【事務局】 それでは、資料2を使わせていただきます。A3判、全部で7枚ございます。議題としては「総合的な評価の考え方等」となっておりますけれども、検証の進め方全体をおさらいする中で総合的な評価をどういう考え方でやるかというところをご説明させていただきたいと思います。

資料2の1ページ目、何度かごらんをいただいておりますフローがございます。先ほどの議論とも若干かかわりますので簡単にご紹介しますが、今回、[ア]、フローの一番上にありますけれども、この有識者会議でお出しいただく「中間とりまとめ」が出た後、国土交通大臣が個別ダムの検証の検討——正確に言うと検証のための検討と言ったほうが適切かもしれませんが——を指示、または要請する。これは事業の性格によって、下にありますけれども、いわゆる直轄ダムであれば整備局に指示、機構のダムであれば機構及び地方整備局に指示、補助ダムについては都道府県に要請ということになるかと思っています。

検証というのは、最後、報告を受けた後のことまで含めて検証ととらえますと、検証す

る主体は国土交通大臣になるということですが、実際の検証のために必要となる検討をやるのは、例えば直轄ダムであれば実務の大部分は地方整備局が行いますし、機構ダムや補助ダムにつきましては、それぞれ機構であったり都道府県が事業を行っている。地元との調整とかいろいろな調査を行ってデータを持っていたり、いろいろな情報を持っているのは、こういった整備局、機構、都道府県ということですので、実際の検証に必要な検討を行うのは地方で、ここに書いています検証検討主体、このネーミングがいいかどうか精査はあるかと思いますが、検証検討主体という整備局等が、都道府県がこの[ウ]にあります大きい枠の中のいろいろな作業を行っていくということと整理されてきております。

この[ウ]という部分は各地方で行われるわけですが、簡単に流れをもう一度おさらいしますと、[エ]というところでいろいろなダム事業等にかかわる点検をしていく。例えば、事業費だとか堆砂計画、工期、あるいは計画の前提となっているデータ等について点検を行うということでございますし、これはどこでお示しするのがいいかとなりますけれども、※1にもさらに書き足しておきまして、検討に当たって前提をきちんと整備していくことが重要だろうということで、例えば流域とか河川の概要、地形、地質、土地利用、歴史等々、当該河川の現状と課題、どんな安全度か等々、現行の治水計画や利水計画がどうなっているか。それから、今度は検証対象となるダムの概要、目的とか経緯、あるいは進捗状況。こういったものを整理しておくようなことをして、それ以降の流れに進んでいく。次、[オ]の四角になりまして、ここで複数の治水対策案を立案していくということで、ポイントが3つほど括弧で書かれておりますけれども、(1)治水対策案は、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。(2)ダム案とダム以外の案を立案する。(3)各治水対策案は、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く検討することが重要で、さまざまな方策を組み合わせることをしていかうということで、さまざまな方策というものが別紙1で、これはこれまでもご議論いただいておりますけれども、この資料の例えば2ページですと、遊水地とか放水路等々が列記してございますし、3ページでありますと、雨水貯留・浸透とか霞堤、輪中堤等、そういったメニューをこの表の形でこれまで整理がされてきたところでございます。

戻っていただきまして、[オ]の箱で治水対策の立案をします。ここで治水対策案の数が多の場合どうするかということで、その下、[キ]という枠がありまして、概略評価によって治水対策案を抽出する。それで2ないし5の案に抽出をして、その下の[ク]の四角へ進

むということで、[キ]の内容については今回整理したものをこの会議でお示ししますので、その内容を見ていただきますと、資料2の7ページに「概略評価による治水対策案の抽出の考え方」がございます。治水対策案が多い場合は、この四角の1番、2番のことで行って、2ないし5案に絞るわけですが、下の※1のところは少し考え方を足してございまして、最初に治水対策案をつくるわけですが、この段階では必ずしも詳細な検討は必要ではなくて、むしろ、できるだけ幅広い案、先ほど見ていただいた流域の対策も含めて、できるだけ幅広い案を立案することが重要だろうと。たくさん案を立案した場合には、概略の評価を行って、大きく2つの考え方が書かれていますが、「棄却」ということと「代表化」という言葉で整理をしていただいておりますけれども、それによって2ないし5案に抽出する。下から2行目の終わりぐらいからですが、概略評価によって抽出した治水対策案については、その後はできるだけ詳細な検討を行って、評価軸ごとの評価、さらに、この後ご説明します総合評価に向かっていく。

その抽出する場合の2つの考え方が、7ページの真ん中の大きい箱に書かれてございます。明らかに不適當なものは除こうというのがこの①として、いろいろな案を考えたわけですが、3つほど例が書かれてございますけれども、例えば制度上とか技術上とかそういった観点で極めて実現性が低いと考えられるような案だとか、あるいは効果が極めて小さいと考えられるような案だとか、あるいはコストが極めて高いと考えられるような案、こういうのがあれば、それはこの抽出というプロセスで抜いていけばどうかということです。

①の最後のところに※がありますけれども、この段階で不適當とする場合は、その理由を明示することと、該当する評価軸については可能な範囲で定量化することでどうかということでございます。

②が、似たようなものから1つに選んでいこうという考え方なんですが、類似する治水対策案がある場合は、その中で比較して最も妥当と考えられるものを抽出してはどうかということで、例としては、例えば遊水地の適地がたくさんあって、遊水地の案が複数考えられるといった場合は、その遊水地の案の中で最も妥当だろうというものに絞り込んでどうか。この場合、たくさん項目でやると大変ですので、例えば移転家屋の数だとか、コストとか、そういった観点で比較することは考えられるのではないかと。こういう場合は項目に応じて定量的な検討を行うということで、たくさん案をつくった場合、すべてにおいて精緻な検討を行うのはなかなか大変ですので、ある程度こういう形で2ないし5程度

に絞って行って、その後のプロセスに行ってはどうかという考え方がこの7ページでございいます。

恐縮ですが1ページ目に戻っていただきます。今見ていただいたのは、この1ページ目のフローで、[キ]のところを絞り込むというところです。今度、[ク]の箱に行きまして、この複数ある治水対策案を評価軸ごとに評価するというので、(1)で治水対策案を環境への影響などのさまざまな評価軸で検討する。

では、さまざまな評価軸とは何かというと、別紙2の4ページにこれまで整理したものが書かれています。前にも見ていただいておりますので簡単にお話ししますと、一番左に評価軸として大きく8つの項目があって、安全度、コスト、実現性というふうに大きく8つにくくっておりますし、さらに左から2つ目の枠に「評価の考え方」という欄があって、約20のどういう考え方で見ていくかという●があります。例えて言いますと、「安全度」の場合は、整備計画レベルの目標に対して安全が確保できているかとか、あるいは2つ目の考え方だと、目標を上回る洪水とか、あるいは局地的な大雨といったものに対して、どういう状態になるかを明らかにしていくとか、あるいは3つ目の●ですと、例えば、5年後、10年後、段階的にどういうふうに安全度が確保されていくのか、こういった考え方で見ていく。

あるいは、「コスト」につきましても●がありますけれども、完成までに要する費用という考え方、維持管理に要する費用、ダムの中止に伴って発生する費用、あるいは※にもあります関連して必要となる費用もあるだろうという形で、評価の考え方をこれまで整理していただいているところです。

もう一度1ページ目に戻っていただきます。以上のようなことは、右側に[カ]「利水の観点から検討」がありまして、「資料●」となっております。これは、先ほどご討議をいただきました資料1に当たるわけですが、これがあって、最後、「総合的に評価」という[ケ]の枠に参ります。今日は、この最後のところの総合的な評価をどういう考え方でやるかということについて整理していただいたものをご紹介します。

資料2の5ページ目になります。総合的な評価の考え方のポイントは、5ページの下の方角に書いてございますけれども、なぜこういう考え方に至ったかというところが、その前段として上のほうで左右10行ずつぐらいの文章になっております。まず、こちらのほうを先に見ていただきたいと思います。左上の最初のところで、別紙2、先ほどの4ページのところですが、評価軸の考え方を示していただいたところですが、これらの評

評価軸は、定量的に評価できるものと定量的に評価しづらいものがあって、定性的にしか評価できないような評価軸の扱いも含めて、どういうふうに総合的に評価していくのが重要だという問題の設定がございます。

次の「総合的に」というパラグラフですけれども、総合的に評価する考え方として、1つの考え方は、何らかの方法で各評価軸を点数化して、その各評価軸に配点を与えて、それを総和というか、積み上げて点数でもって治水対策案の優劣を評価するといった方法が考えられるというご議論があったわけですが、**「しかし」というところにありますように、この評価軸ごとの配点を決めるというのは、今の社会は価値観が多様化している。例えば、環境は何点、地域社会への影響は何点、安全は何点と、そういう配点というのを簡単に設定することができるかといったことについては、今の社会においてはなかなかこういう配点を設定することとは難しいのではないかと考えられます。**

ということで、この左側の最後の行から「別の方法として」というのがございますけれども、そういうふうに点数的なものを決めるのがもし難しいというならば、では、どの評価軸を重視していくのかを示す方法が考えられるのではないかとということです。

では、どうするかというのは、左の一番下の行から右の段の上の行への文章に続きますけれども、今回のダムの検証というのは、厳しい財政事情を背景としていることにかんがみると、まずどれを重視するかといったらコストではないかということが考えられるのではないかとということです。コストというのは、ほかに比べますと比較的定量的な評価になりやすい評価軸であろうということです。

次にコストと並んで重要な評価軸としては安全度というものが考えられるのではないかとということなんですけれども、今回の治水対策案というのは、先ほどもお話をしましたけれども、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保するということを基本としておりますので、ある意味、一定の安全度を確保することを前提としてコストを最も重視して考えてはどうかということでございます。

次に、時間的な観点から見た実現性ということを確認することも必要ではないかとということです。

それから、こういった検討に当たりましては、各方策の効果を明らかにして評価することが大事だとか、あるいはロードマップを作成することなどによって、各段階的に安全度がどのように確保できるかを示すことも重要だというご意見もございます。

そういうことを行ってきた上で、最後の下から2行目になりますが、環境とか地域の影

響を含めて、すべての評価軸で総合的に評価を行う、こういう考え方に基づいて整理したものが5ページの大きい枠の中になりまして、各評価軸について、おのおの的確な評価を行った上で財政的、時間的な観点を加味して総合的に評価を行おうと。

そこで、3つ文章がございます。1番目は、一定の「安全度」を確保することを前提として、「コスト」を最も重視するということです。

なお、「コスト」は完成までに要する費用だけではなくて、それ以外のものも評価するということでしょうか。

2番目としては、一定期間内に効果を発現するかなど、時間的な観点から見た実現性を確認しようというのが2番目でございます。

③として、最終的には、環境や地域への影響を含めて、すべての評価軸によって総合的に評価をするという3つのポイントとして整理されたものでございます。

「特に」で留意すべきこととしてまずありますのは、例えば複数の治水対策案の間で「コスト」の差がわずかであるような場合とかは、ほかの評価軸をあわせて十分に検討することが重要だということが特に記されております。

それから、最後の2行ですけれども、ここである意味標準的な考え方を整理していただいたわけですが、以上の考え方によらずに特に重視する評価軸によって評価を行うような場合は、その理由を明示していただく。なぜそういう違うものを重視して評価するか理由を明示していただく。こういうことで総合的な評価の考え方を整理してはどうかということでもとめられたものでございます。

もう一度1ページへ戻っていただきます。今申し上げたのが、1枚目のフローでいくと[ケ]の「総合的に評価」ということで、この大きい[ウ]の枠の中、点検から治水対策案の立案、概略評価による抽出、評価軸ごとの評価で、[ケ]の「総合的に評価」までが各地方で検討していただく内容です。その際の進め方のポイントというのが右側に書かれてございます。上3行で特に考え方を書き出してございますけれども、科学的合理性とか地域間の利害の衡平性、あるいは透明性の確保を図るといったことが重要なので、各地方においては次のような進め方を行うというのを書いた上で、括弧が3つございますけれども、各検討主体は、関係地方公共団体からなる検討の場を設置して、お互いの立場を理解しつつ、内容の認識を深めながら検討を進めるというのが1つ目。

2つ目は、この過程において検討の場の公開など情報公開をきっかり行うということと、主要な段階でパブリックコメントを行っていくということが2つ目。

3つ目、検証検討主体は、そこに4つほど書かれてございますけれども、関係者の意見を聞くことを組み込むというのがポイントとしてまとめられてございます。

こういった地方で行われた検討する主体がやってきた結果を最終的に報告をしてもらって、それをもとに国土交通省三役のほうで判断をしていくというのが全体のフローでございます。

まだ詳細につきまして、例えば検証の終了後の法手続だとか、あるいは先ほどからご指摘いただいています用語等々を含めて、もう少し精査が必要だろうかとは思いますが、一応この検証の進め方の流れを1ページ目でお示しし、それぞれのポイントについて2枚目以降で整理をした資料でございます。

以上でございます。

【委員】 どうもありがとう。

それでは、ただいまの資料の説明に対しまして、何かご質問、あるいはご意見ございましたら、どうぞ。

【委員】 非常にまとめまってきたつあって結構かと思うんですが、それでも資料2に関連していろいろ出てきたわけでございますけれども、一番の大きいポイントは何かといったらコストです。コストを決めるのは何かといったら、治水安全度ですよね。この考え方が一番大きな論点になろうかと。それに基づいてコストとかいろいろなことが出てくるわけです。

それで、私も何度もいつも同じことばかり言って申しわけないんですけども、[オ]のところの考え方が一番大切で(資料2の1枚目の[オ])、複数の治水対策案を立案することです。そのときに、「治水対策案は、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本」、これはこれで非常に結構かと思うんですが、要するに、ダムとダム以外の代替案を比較して、ダムがいいとか、中止したほうがいいとか、あるいは続行したほうがいいとかを、個別ダムの検証をやるわけで、そうしたときにダムのほうの考え方というのは、基本方針に近いようなところで100分の1ぐらいの計画論でやっていくところが多いんじゃないか。非常に大きな流量がそのダムでカットされている形になっている。そのときのコストというのは当然出てくるわけですが、ただ、代替案のほうは、そうしたらダムと同じような、例えばダムが50分の1で治水安全度をつくってやっているとすれば、100分の1でもいいんですけど、それと同じように代替案もやるのか。ここで書いているのを見れば、河川整備計画を目標とするということであれば50分の1と

か、あるいは地方の支川であれば20分の1とかその程度なんです、一般論で言えば2、30分の1。例えばその2、30分の1を引き堤、河道方式等でやるとしたら、そういう2、30分の1の代替案。

一方、ダムの方は50分の1とか100分の1の大きな流量をカットできるようになっている。そのときに、ダムの方は、整備計画の目標で20分の1、30分の1の流量を対象にして容量は大きいけれども、出すほうはそれだけ絞って、大きな流量を対象にするのではなしに、20分の1とか30分の1に相当するような流量調整で下流に流すのはどうか、ここの議論がきちんとしていないと。そうしたらあとの容量の大きいものが遊んでいるわけです。遊んでも、コストの比較ですから、それはそれでいいということでしょうか。

逆に、ダムの方のコストに応じた容量で安全度が仮に50分の1とか100分の1で、100分の1で下流の方の例えば代替案を100分の1で考えると50分の1で考えて引き堤をする。ここまでなかなかわかりにくいので、ここで書いておりにいくとしたら、ダムは例えば50分の1であろうが100分の1であろうが、これは出てくる流量を、30分の1か50分の1かわかりませんが、整備計画目標程度にやってしまうんだという考え方なのかどうか。そこが、僕は何度も何度も聞くけどわかりにくいので、そこだけきちんと確認をしたら、あとは大体フローでいいと思います。

〇〇先生（委員）もいろいろ言われたけど、ここのきちんとしたことがないと、これはいろいろな形で混乱しちゃうね。ということ、僕らの議論もそこがいろいろになっていないけれども、そこら辺は〇〇（事務局）のまとめるときに考え方を入れてもらいたい。〇〇（事務局）の意見というよりも我々だけでもね。

【事務局】 済みません。私の意見ではなくて、これまでの先生方のご討議の整理と承知しておりますけれども、おそらくこれを地方に対して、80幾つあるダムを対象に検証をしていただくこととなります。そのときにある程度、この有識者会議として標準的なやり方というのをどうお示しするかという議論があったと承知しておりまして、そのためには、いろいろな点でばらばらなものを比較するのはなかなか評価が大変なので、何かをそろえた上でコストとかいろいろな観点で比較をするときに何がいいかといったときには、やはり安全度をできるだけそろえてコストとか環境とかその他の要素を比較する考え方はどうかというのがあったと承知しています。

では、安全度をそろえるときにどのレベルがいいかということに関しては、これまでも

先生方のご討議の中で、各河川におおむねのところでは河川整備計画が既にできているし、程度としても妥当だろうから、また、これまでも整備計画は各地方で議論の過程でいろいろ討議もされているということなので、この河川整備計画を目安というか目標に置いて、それでいろいろな案をつくってはどうかということで、それを標準のやり方としてはどうかというふうに至ったと承知をしております。

【委員】 いやいや、そこはもういいですよ、だれも反対していない。そのとおりなので、そうじゃないのよ。そのときに、そこにダムがあるわけ。そのダムの安全度をどういうふうにするか。ダムの本体じゃないよ。ダムから出てくる流量のカットをどういう安全度で考えるか、そこを言っているわけです。そこがまだまちまちというか、いろいろな考えがあるのかもわからない。安全度、整備計画の目標を何分の1にするとか、30分の1、50分の1、これはみんな同じ意見なんです。それは河道をやる場合はそれでいいのか。あるいは、一方、ダムのほうは100分の1とか基本方針に近いところでやっていくわけです。そのときの安全度はどういうふうにして下流に水を流すのか、そこを聞いているわけです。それを考えないと比較にならないわけで、同じような安全度でやる。その整備計画の同じ安全度というのは、そういう意味ですか。

【事務局】 ダムというのは、ダム単体で整備計画をつくることは基本的にはなくて、その川なり水系なりでいろいろなメニューを組み合わせたものが河川整備計画になっておりまして、その河川整備計画をつくるときに目標を設定する、それが整備計画の目標の安全度になるわけです。それは方針と同じ場合もあるかもしれませんが、方針より低い場合もあるわけです。

今回は、そのダムが含まれている河川整備計画で設定されている目標を標準にしていこうということになるわけです。今、現にもう整備計画ができているのが基本ですので、ここでは安全度が幾つということその地域で設定しておりますので、何か標準を決めるとしたときに、そのダムの含まれている整備計画の安全度が何か、これは一義的にありますから、それでやる。その外力で、例えば30分の1なら30分の1の雨が来たときに同じような安全度になるようにいろいろな案を並べてみましょうということですので、基本的にはそのダムを含んでいる整備計画の安全度ということになろうかと承知します。

【委員】 ちょっとまだ……。

【委員】 現在、例えば個別ダムの計画があつて、それはおそらく整備計画対象じゃなくて、先ほどおっしゃったようなダム自身の持っている能力というのはそれより大きい、

基本方針のレベルに近いものだと思うのです。しかし、それをもしも整備計画レベルの洪水をカットするというか調整するものを想定したとすると、わかりませんが、現在計画しているよりはかなりコストダウンした規模の小さいものに落ち着くと思うんです。

【委員】 ダムのね。

【委員】 いやいや、今やっている計画じゃなくて、そういった整備計画のハイドロを対象にしたときは実際の治水容量も小さいくて済む。ところが、現実には存在しないのだけれども、そうすると今度はほかの方法で治水対策というのを考えたときは、例えば河道なり、ほかのいろいろ貯留したり何するという対策案は、むしろトータルとして整備計画の規模のものとして位置づければいいんじゃないかと。

ただ、ダムというのはそれと違った規模を持っているものだから、非常に極端なことを言うと、それに比べるとキャパシティーは大きくて、洪水調節効果もはるかに大きくて、効果がある。したがって、河道が負担すべき部分というのはかなり小さくなる。しかし、実際ダムをつくるコストについては、規模が大きくなる分大きくなるから、その兼ね合いではないかと思うのです。

だから、治水容量の大きいものを持っておれば、当然のことながら調節能力もかなり大きくなる。そうすると河道に対する負担というのは非常に少なくなる。それとともに、一方では、かなりダムの規模も大きくなるし、コストも高くなる。そういうことで比較すればいいのではないかと考えます。

【委員】 私、ダムのことはわからないので、今まで聞いていて理解していたつもりなんですが、〇〇先生（委員）の質問の意味は、ダムの代替案を考えるときに、ダムについての比較をするときに、ダムのほうは基本計画の場合が多いんだけど、それを整備計画のレベルに落として考えるというふうに理解したらいいんですか。

【委員】 そう。

【委員】 そうするとはっきりするんですけども。

【委員】 そう、僕もそういうふうに……。

【委員】 ただし、そうすると、やるほうは今まで整備計画があるならいいんですけども、ダムのほうで基本と整備計画が二通りあるんですか。そうしたら整備計画で代替案の整備計画と比較できますけれども、私、その辺がよくわからないので、その質問の意味かと思ったんです。

【委員】 だから、要するに安全度を同じにしないと比較にならないわけだから、比較

をするためには一緒にするのはいい案だということなんですね。そのときに、一方は基本方針に近いような形でダムをつくるから、その分は、そこをきちんとしないと混乱しちゃう。だから、余分な分はサービスだということだったら、それはそれでもいいんです。そのかわり、コストはかさみますよね。そこがちょっと何となくわかったような、わからないような気がしていました。

【委員】 だから、今、〇〇先生（委員）が言われたとおり、ダムも整備計画に下げるとコストも下がっちゃう。

【委員】 そうそう。

【委員】 そうすると……。

【委員】 そういうダムはつくっていない。

【委員】 もうそういうダムにしていない。

【委員】 してない？

【委員】 そうそう。

【委員】 つくり直しをせよという意味じゃないんですか。

【委員】 違う、違う。

【委員】 1つは、そういうことを言い出したら、整備計画レベルの小さな規模のダムをつくるという案は代替案になり得るのかという話です。それはなり得ない？

【委員】 なり得ないね。そうじゃない、あるものを今議論しようとしているわけだから。

【委員】 あるものはそうだけど、それに対して小さい規模のダムにしましょうというのは……。

【委員】 あり得ない。僕はそんなこと言ってない。

【委員】 そうでしょう。だから、今、質問のほうは……。

【委員】 〇〇先生（委員）の質問の意味は……。

【委員】 意味がよくわからない。

【委員】 僕の意味がわからない？ もう一回言うわ。

【委員】 ダムのほうが基本計画でつくられているからそのままやって、代替案のほうを整備計画でやるとアンバランスだというのはわかりますよね。だから、それに対して、〇〇先生（委員）の質問の意味は、ダムのほうも整備計画まで落としていいのかという、そういうふうになると……。

【委員】 そうそう。

【委員】 ダムのほうの計画をつくり直さなきゃいかんじゃないですか。

【委員】 いや、つくり直さないかん……。

【委員】 大臣は、この案によって地方に命ずるんですか。

【委員】 いえ、そんなこと言ってない。そういうことじゃなしに、仮に基本方針に近いような工事を対象にすれば、その工事ものすごい大きな工事なんです。そういうのを我々は考えていないわけ、整備計画というのは。20分の1とか30分の1は。ものすごい大きいものではない。

【委員】 だから治水安全度が下がるわけですよ。

【委員】 ちょっと私もわからないところがあるのでお尋ねしますが、まず、整備計画というものが、新しいダムとの絡みでいろいろあるように思うんです。つまり、基本方針というのは大きいものである、整備計画はずっと小さいものだ。それはいいんだけど、その中にダムというものが入っていた場合に、そのダムが基本方針のスケールまで整備したときに当てはまるような大きなもので計画されている場合というのは、おっしゃるようにあると思います。だけど、今あるダム計画でも、要するに整備計画のところまでやっといくぐらいのダムもあるわけです。基本方針までカバーするような計画のダムもあるけれども、整備計画までしかいかないダムというのものもあるわけです。だけど問題は、そういうダムの代替案をどうするかということなのだと思はうんです。それは小さいからとか、実際は従来やめているケースを見ると、そういうものについても実際は整備計画レベルを端としてやめているなんていうことはなくて、もっとずっと低い10分の1とかそのままでやめていくわけですよ。

【委員】 ダムをやめたら、低いのにしているわけだ。

【委員】 やめたら低いのにする。だから、私は、ここに書いてあるやり方をすると、従来やめているようなケースがやめられなくなるんじゃないかということは危惧するんです。

【委員】 僕は、そういうことはあまり危惧もしていないわけ。

【委員】 私は。

【委員】 危惧じゃなしに、比較するレベルの安全度が変わると、これが一番奇異だから、そこをきちんとしていないと混乱しちゃうんじゃないかということをお願いしたいわけであって……。

【委員】 混乱するということ。

【委員】 うん。そういう意味で僕は言いたい。別にやめる、やめないとか、そういうことを言っているわけじゃないのでね。

【委員】 ちょっと角度を変えて、7ページに「類似する治水対策案」とありますね。この「類似」とは何かという、また言葉の問題です。ダムとダムは同じようなものですね。多分、この「類似する」というのは、「例えば」の設例から言うと、「同類の」という意味だと思えるんです。類似するものというのはい体何だ。自然遊水地と計画遊水地は類似していますけれども、やり方は全然違いますね。それを類似というのか、ここで言う類似なのか。

それから、遊水地と調節池は類似しているのか、していないのか。

それから、今議論にありますような基本計画ダムのほかに整備計画ダムというのがもう一つ考えられて、頭のいい地方検討主体なら考えていくんじゃないか、これは「整備計画ダム」でございませうね。これは類似するのか、しないのか。同類ではありますけれども、類似というのはい難しいですね。

その辺の指導なり解釈をちゃんとできるのかどうか。私は、言葉の使い方が非常に問題で、私にもわからないんですから、一般国民の方々は、私よりわかる人が多いかもしれませんが、わからない人は相当いるんじゃないかと思うんですが、その辺いかがですか。類似とは何か。同類と使えばもっとわかりやすいんですが、さて同類となったら、今言ったようなことをどうやって、問題は、代替案を出せということですから、一番真剣になるのはここなんですよ。絞る前の絞り方を言っているわけでしょう。それを絞るのも2件ないし5件で絞れというのは、ダムともう一つが2件ですよ、ダムともう2つで3本になるわけですね。そういうぐあいに、ダムとあと4つあれば5本になるわけだ。片手で5本といえば。その辺で打ちどめにしましやうというわけでしょう。

言葉の使い方もちょっとおかしいのがあるんだけど、これ、「2～5案程度を抽出」でしょう。「に」というのはおかしい。その辺はあら探してみたいなものですけれども、これが一番大変なのに、こんな書き方でいいのかどうか。

【委員】 それで、すぐ終わりますけれども、要するに私が言いたいのは、[オ]に書いているように、治水代替案は、河川整備計画における目標と同程度の安全度、こういう安全度で考えましよう。例えば30分の1とか50分の1とか、これは二、三十年でできる範囲を考えているわけですから、そういう安全度を考えましよう。

一方、ダムの方はダムのほうでもう既にできようとしているわけです。それを今検証しようとしているわけですから、これが50分の1であろうが100分の1であろうが、そういう計画ができてやっていると。そこはあんまりとやかく言わずに、それはコストの面で考えるということで、そういう比較でやれば全然問題ない。そのかわり、そのときの考え方としては、そこから放流する流量というのは、30分の1とか整備計画の目標流量のようなものをコントロールすればいいのであって、もっと大きな基本方針のような流量はもうやらないのであれば、そういうことだったら整合性がとれるわけです。ただ、そのときにおそらく余分が出るだろうと僕が思うだけですけれども、そのときは付録というか、超過洪水に対する一つの安全度であるとか、そういう評価でやれば全然問題ないですけど。

だから、評価軸のところをふらふらするとみんなが混乱するということを書いたかったわけです。別にどれにせないかんということを書いているわけじゃない。どっちでもいいんですよ。どっちでもいいというのは、やっぱりどっちかにそろえていかないといけない。このそろえ方というのは、この文言でいけば、整備計画の目標流量の安全度、これは河道についてもダムについてもそれでやる。コストは違うわけだね。50分の1、100分の1でもっと大きくできているかもわからない。ダムはもう既に動いているわけだから。それはわからないけれども、100分の1もあるかわもかわらない。それは言わないということであれば、僕は全然問題ないと思う。そこら辺だけ言いたかった。何か一緒にきちんとしないと……。

【委員】 でも、そのときに、じゃ、整備計画の流量に応じたダムをつくったら安いじゃないかというような……。

【委員】 いや、そういうことじゃない。

【委員】 意見を単純に言ってくる人だってあるかもしれないですね。

【委員】 それはそれでダムをつくっているやつを検証だからね。

【委員】 いえいえ。検証するダムと、もう一つ整備計画のダムを考え出して、頭のいい人はやると思いますよ。

【委員】 そうか。

【委員】 これは河川の整備の終局的目標というか……。

【委員】 いいですよ、それは、基本方針で。

【委員】 基本方針というか。だから、それはダムのものである特性として、それだけの規模のものはつくるということになると思う。

【委員】 そう思う。

【委員】 だから、それを、例えば持っている洪水調節機能を考えると、ダムは、おっしゃったように、かなり大きな洪水を対象にしてつくったとすれば、これは機能的には、例えば同じ治水容量で整備計画レベルの洪水をカットするとなると……。

【委員】 簡単でしょうな。

【委員】 これは非常に効果がある。

【委員】 そうそう。

【委員】 そのプラス分は見ないよ、付録だと言って。

【委員】 そうそう。付録というか、それは超過洪水に対する余地だとか、そこら辺の評価になります。

【委員】 だから、それともう一つは、僕がさっき言った、どれぐらい大きくなるか。ダムの規模自体は、超過洪水対応のダムをもしも仮定するとすれば、それよりははるかに大きいものになるか。

【委員】 コストが高くなります。

【委員】 その点の勝負だけだと思うのですが。

【委員】 そうそう、比較すると。

【委員】 別の質問よろしいですか。この資料2の7ページで、先ほどの利水のほうもそうですけれども、まだご説明されていませんけれども、資料3のほうで、現行考えられていると思いますが、その中にこの資料2のような表形式のものを入れる予定なんですか。それをちょっと教えていただきたい。まだこの委員会のほうには原稿で出ていませんが、検討しなさいと委員には配られていますよね。そういうやつの中の資料3の第何章かに、今検討しているようなたたき台の表とか、こういうものが入る予定なんですか。今、現行のとりまとめ骨子のほうには文章案だけつくられていますね。だから、文章案だとわかりにくいし、しかし、文章案だとちょっとあいまいにさせてあるという別のねらいがあるのかなと私は逆に思ったりしていたんですけども、その辺をちょっとどちらに。

【委員】 実際あれじゃないですか、検証の検討といってまたややこしいんだけど、その作業をやられるのに、例えば資料2でそういった流れがはっきりわかる。文章で書いてあっても、わかりにくいと思うんです。

【委員】 両方答申……。

【委員】 だから、両方つけるのです。

【委員】 わかりました。それでは、ちょっと質問をさせていただきます。

資料2の右側の欄外[ス]の進め方のポイントのところ、2行目に「予断を持たずに検証」という言葉の意味がよくわからないんですが。私はある意味で予断を持ってやってもいいんじゃない。

【委員】 右側の欄外、[ス]。

【委員】 ごめんなさい、[ス]ですか。[ス]の2行目の「予断を持たずに」という意味がよくわからないんですが。

【委員】 私もここはおかしいと思ったのは、検証は大臣がなさるわけですよね。予断を持たずに検証をしてくれというのは、ちょっとここに出てくるのはおかしいんですよね。検討ならいいですよ。「予断を持たずに検討なら」いいけど、「検証」とあるからおかしいんですよ。だから、事ほどさように、みんな混乱しているわけです。

【委員】 今の大きな[ウ]の中のお話は大体わかりましたが、私自身はこの手続はかなり重要だという気がしております。そこを確認させていただきたいんですけども、[コ]のところ、個別ダムを検証の検討結果を大臣に対して報告をするとなっているわけですが、この報告の形式といいますのは、2案から5案それぞれの案について検討したものを、例えば全部優先順位をつけて大臣に報告するというふうに理解してよろしいのでしょうか。

といいますのは、その後の有識者会議の意見を経て、三役がご決定になるわけですが、その場合に、多分ここでは前からも議論になっているかと思えますけれども、やはりマクロ的な財政上の配慮とかそういうことについての判断が出てくる。そうした場合は、先ほどの話じゃありませんけれども、基本方針か何かのレベルの大きなダムだと、治水効果は非常に高いけれどもコストがかかる。他方、それに対して、別の案だと安全度は少し下がるかもしれないけれども安上がりである。それについては、その地域においては地域としての優先順位をつけられるかもしれませんが、全国ベースで判断をしますと、この報告の仕方、報告の書き方というものもそれなりに重要な意味を持つのではないかという気がいたしております。

それに関して言いますと、前にも少し議論があったかと思えますけれども、この段階で有識者会議がどのような形で意見を申し上げるのか。と申しますのは、最終的には政務三役がご判断になるとしましても、これまでの検証の仕方であるとか基準につきましては、この有識者会議がそれなりに考えてきたことであるわけですから、それに照らしてどうか

ということは、やはり意見として申し上げるのが筋ではないかと思ひまして、この欄につきましても、手続的な最後の、まさに検証の部分でかなり重要なところと思われるんですけども、これまで見た限りでは、ずっと1行だけ書いてある箱なものですから、その辺は少し確認をさせていただきたいと思ひます。

【委員】 これは、やっぱり有識者会議の役割として、個別のダムを検証するに当たって、新しい治水の方向性に沿ったような進め方を検討しているわけです。その結果が出て、これをやる流れの中で検討主体に対して指示をすゝるか依頼をすゝる。そういった結果が出てきたものについて、ただそのままというのじゃなくて、今度は、果たしてこの有識者会議の目指した理念に沿って、ほんとうに検証されているのかどうかということに意見を申し上げるんじゃないか。

それとともに、これは、政務のほうで非常に財政的なものを主体として考えられたときということなんですけれども、それぞれの項目についての評価といったものが果たして意図したように行われているかどうかということの確認は私は必要じゃないかと思ひます。そういう役割は負っているものと思ひます。

【委員】 私も意見として申し上げますが、報告というのはひな型を決めてやらないと、今度はもらった側は大変ですから、その中に、さっき〇〇さん（委員）が言われたような理由とか経緯とかいうのがまた必要になってくるならば、そういうひな型を示してやる。何ページ以内にしろとか、表はどのパターンでやれとか、そういうことを法律をつくるときは省令でみんなで決めるわけですから、そういう様式を決めなくちゃいけないと思ひます。それはまだ時間がありますね。

それから、この会議の意見というのは、また申し合わせみたいなものを別途やったらいいと思ひんですが、もしもいろいろなお期待がある、そのご批判もあるかと、出てきますよ。ただ、少なくともこれは必要だという〇〇先生（委員）が言われたようなことは、申し合わせとしてまた別途考えたらいいかと思ひます。

【委員】 この骨子の目次が1章、2章は前書き的にきちっと方向性とか理念とか書いて、3から9までは、この進め方の中身のうちの1つの括弧の中を書いてあるだけなんです。それをもとに最後はどうするのかということが大事で、やっぱり第10章というのは必要なんじゃないですか。こういう進め方で進められてきたのは、この四角の枠までしかできていないわけです。これをどう使うのかということについて何も書けていないので、一番最後に考えなければいけないですね。

【委員】 要は、[ウ]の箱の中だけは書かれているということですね。

【委員】 そうですね。だから、まだ最後の10章……。

【委員】 それも私の意見として申し上げますと、次の治水の根本対策ということに対する展望であるとか、蛇足にならない程度に書きたいことがたくさん出てくると思います。

【委員】 それは最初に……。

【委員】 いや、最後にですよ。蛇足というのは最後につけるんですから。それが蛇足にならないように。

【委員】 それは最初にかなり……。

【委員】 いやいや。ここまでやった上での展望ですね。次のバトンをどうするのか。それはまた別途やるべきかなと思います。

もう一つ別の話になりますが、よろしいでしょうか。資料1 ページ目の一番右の一番下、検討主体はこれこれとありますけれども、「関係住民等」とある範囲が、「等」というのはどこまで広がるのか問題ですね。「関係」とは何なのか。これはいろいろ法律を国会で審議するときは必ず問題になる。関係とはどういう範囲だ、どこまでだれが関係するのか。「住民等」とは何か、その「等」の広がりはどう考えるのか。

逆に、その次、「関係機関」とありますが、これは機関じゃないとだめなのか。電力会社だけじゃだめだ、電力協会でないといけないとか。ここの農民というか、その地域農民じゃだめで、土地改良区とか連合会でないといけないとかになるのか、これも不用意ですね、「機関」と書くのは、一体何をイメージされているのか。これもまた別途検討、議論する機会が必要かと思います。

【委員】 そこはまた、まだ検討が尽くされていないので、今おっしゃったように第三者というか、関係住民についてもいろいろ考えられています。

【委員】 ちょっとよろしいですか。〇〇先生（委員）がおっしゃった最初の点にもかかわりますけれども、この構成の、例えば目次で言いますと、先ほど〇〇先生（委員）か〇〇先生（委員）がおっしゃったところだと思いますけれども、資料2の図をそのまま中間とりまとめに入れるとしますと、第10章としては、やはり最終的な検証のあり方のようなものがあって、もし展望をその他につけるなら、その後に11章としてつけるのが筋ではないかと思います。10章までないと手続そのものが完結しないというご意見だったと思ひまして、私もそのように思います。

【委員】 もう一つだけ、別件というか、蒸し返しになったら恐縮なんですけれども、

今日議論するメインのところは、資料2の別紙3とか、このあたりだったと思うんですが、資料2の1ページ目のフローチャートのところで、総合的に評価をするという[ケ]の議論で、私、[ウ]の箱の中では、[エ]の「検証対象ダム事業等の点検」というのが、これはこれでかなり重要なことだと思っているんですけども、この点検した結果が総合的评价に反映するというのが別紙3の中にないように思うんです。

つまり、それは、もしかすると[エ]の点検結果は、既に[オ]に反映されているので、複数を立案して出てきた結果だけを利水とまぜて評価すればいいという考え方で書かれているようにも思うんですけども、[エ]の点検した結果が妥当かどうかということも総合評価をするときには反映するようにも思うんですが、そのところをもうちょっと別紙3で工夫をするかというところが何かあるのかなと思います。そのあたり、もし、いや、それはもう議論が済んだことだとか、複雑になるだけだからやめておけとかいうんだったら、ちょっと……。

【委員】 比較するまでもなく。

【委員】 もう[オ]に行っているということですか。

【委員】 いやいや。とんでもない計画だったら、[エ]の中で比較するまでもなく下まで行っちゃうことがあるということですか。

【委員】 それもあります。点検した結果、もちろん明瞭だったら下まで一気にいきますけれども、行かないグレーゾーンもあって、それはそれで対策というか、複数の案だとか、いろいろなプロセスの議論は必要なのもあると思うんです。

【委員】 ちょっといいですか。今の意見に対してなんですけれども、[エ]は、やっぱりものすごく大きな大事なポイントなんですね。[エ]で十分練れていない、あるいは熟度の低い計画は、一気に複数案と比較するまでもなくだめだというような話もあり得ると思うんですけども……。

【委員】 「絵にかいた餅」というやつね。

【委員】 だけど、やめたとしても、必ずその後、何かでそれを補わなければいけないというのが今回の検証なんだから、プロセスとしては、[エ]でとんでもなくたちが悪くても[オ]まで行って、[エ]を修正して他の代替案と比較して評価するというのいいと思うんです。

確かに[エ]だけ見たときに、これはもたないねというダムがひょっとしたらあるかもしれないけれども、それでも今回の検証はやめさせることが目的でなくて——そうかもしれ

ないんだけど、それと同等のものをどうやって見出してきちっとやめるかということが大事なので、[エ]から[オ]の手続に行くことは大事だということをごどこかに書くべきでしょう。今、〇〇先生（委員）の言われたポイントというのはものすごく大事な点だし、検証という意味では[エ]だけでだめだという話もあり得るんだけど。

【委員】 よろしいですか。資料3の第4章のところで[エ]に相当することがある。既に現行で述べられています。だから、今おっしゃることは、資料3の本文のほうに入っていることは入っている。具体的にどういうふうな文章になるかは別です。

【委員】 [ウ]というのは、「個別ダムの検証を検討」と書いてあるんだけど、これは例えば、検証を始める時点での、要するにダムに関するデータですね。それで、[エ]は、それを見直す、もう一遍検証することであり、これらは全然違いますね。

ただ、[キ]以下、概略評価によって治水対策案を抽出するのはいいのだけれども、おそらく今の整備計画の中がかなり時間をかけて検討しておられるので、はっきり言ったら、例えばダムと河道改修の組み合わせとしますと、これらのデータというのは、かなり精度の高いものですね。それに対して、一番気になるのは、[キ]として「概略評価により治水対策案を抽出」が、そこに挙げられた案と[エ]を含む案とが同じ評価精度で論じられるかどうか心配です。

というのは、他の代替案ということになると、これは非常に短い時間の範囲内でそういったものを評価することになる。ところが、ダム案というのは、整備計画にのっとなって見直したとしても、それは非常に取り扱いやすいというか、その答えはかなり正確に出てくる。だから、そこらのバランスが結果に対してどういうふうに保証されるかどうか、それは検証する時間とかそういうものにもよりますけれどもね。

【委員】 やらんとしようがない。それをやるんだから。

【委員】 だからといって、3年も5年もかかってやれとは言えないから、そこが頭の痛いところです。

【委員】 データの精度の問題。

【委員】 そうそう。それだからといって、ダムの数値も非常に大雑把なものでよくなると、これまた大変だし、今までそういうのが問題になっているのだから。

【委員】 それはそれであると思うんですけども、ただ、皆さん方でここで議論したように新しい評価尺度で見えるわけですから、今まではダム案と代替案の比較の仕方が非常に単純であったわけね。コストとかそういう面だけが強調されたり、時々はダムありきの

議論もあつたりいろいろしているので。今度はそういう意味では非常に評価軸に工夫があるので、また新規性が出てくるように思うんです。どっちがどうなのかはやってみないとわからないところはありますけれども、ただ、今言われたように、精度の問題はありますね。

【委員】 私もそれは大事なポイントだと思うんです。その精度評価のときに、今、〇〇先生（委員）からは、評価軸がたくさん上がっています、でも、総合評価のときにコストだけにしましょうとまた言っているわけです。なぜかといったら、コストは精度が高いから。でも、これから出てくる代替案に関しては、何にお金がかかるかわからないようなものもいっぱい出てきて、コストといえども精度は低いです。それに比べて、ダムとか堤防とかしゅんせつとかいうのは、コストは比較的、それにも批難があるのだけれども、精度よく出ている。

片方は、場合によってはものすごく高く見積もるし、場合によっては低く見積もるものと比較しなきゃいけない。そうすると、コストが数値的にしっかり出てくるからといってコスト重視だけで済まないんじゃないかなと思います。コスト重視とそんなにめだって書かないで、やっぱり多様な軸で見るべきでしょう。コストも、正確に値は出ているけれども、やっぱりアバウトな値なんだということも認識しながら評価に入っていく方がいいと思います。コストは精微な値を出してくるから、今回グルーピングといいますか、あまりコストに差がないやつは同じように見てくださいねというぐらいがいいのではないのでしょうか。

【委員】 それはそれでいい。

【委員】 それは書いてあるんだけど。ただ、実際にはもっとひどいですよ。予期しないお金とかがかかるものが出てくるわけです。

【委員】 今日の事務局で説明された別紙3「総合的な評価」、私は総合的な評価として、この会議の雰囲気が集約されているなという意味でなかなかいいんじゃないかと思っております。

ついでに一言、ちょっと脱線するかもしれませんが、私、違和感がかなりあった問題は、河川について何が原因なのかなと思っておったんです。どうも事業の意思決定をするというのが、計画論的に何かやって考えていることは結構なことなんですけれども、例えば、〇〇川の堤防が切れたときに、私、テレビ対談にも出たんですけど、そのときに普通の家庭の主婦の方から、月の世界へ行くような時代に、その近くにある堤防の中

身がわからないなんて、そんなことは許されるんですかと言われたことがありました。私、相当ショックでした。だから、これは一般の人への説明の仕方を考えなきゃいけないなと思って、ずっと来ているわけです。

そういう意味で、今、民主党政権の中で仕分け作業をいろいろやっておられて、あちこちの宇宙へ行くやつだって仕分けをなされ、これは結構なことなんですけれども、私が何を言いたいかというと、要するに必要なこういう論理で考えていって、何か非常に複雑な仕分けをしていくようになっていって、官僚の方が聞いておられるので言いにくいんですけども、官僚の方も都合悪いんですよ、仕事が増えるばかりで、つまらないと言ったらいかなのですけれども、評価をするということは重要な貴重な予算をつくり出すことではないんですけれども、余分な作業はできるだけ削りたい。私は事務所の所長さんなんかにもいつもお願いしたいのは、職員つまらない事務処理の作業を減らす努力をしてくださいということを常に言っているんです。そうしないと、せっかく有能な官僚の方の力が発揮できない。あるいは、余分なことに力をとられて、ほんとうのやるべき仕事がぬかってきている。だから、この委員会に関係して言えば、財政縮減、縮減と言っていたら、ダムの維持管理にまで縮減が行ったら危ないことですよ。堤防はどこかかさ上げしたら壊れるかもしれないと常に書かれる。ダムについては今まで書かれてない。ダムだって維持管理をちゃんとやっていなかったら、今までのようにものすごい縮減、縮減と公共事業を削られてきて、いつ、どこかで失敗が起こったら、いつか起こって初めて「あ、しまった」と反省するんだろうかなというふうに今密かに個人的には言うわけです。そういうことを申し上げて終わりにします。

【委員】 今おっしゃったようなことも、ここで我々がそれこそ予断を持たずに、予断を持たないということは何を意味するかということ、ある程度、我々は科学的な意味の合理性とかそういうものに基づいて、そこまで確かでないものに踏み込むわけにはいかんということです。さっきおっしゃった堤防というものについて、私、いろいろ〇〇先生（委員）にはやかましく堤防をこれまでずっと調査しながら何がわかっているのかと言ったけれども、そういう調査研究をしっかりやっていくことが大切で、今おっしゃったことも同じです。維持管理の手を抜いたらいけないというのも言い続けていますが、さらに新しい調査をやった上で、それをどう生かして技術につなげるか、こういうことがなおざりになると、いつまでたっても、いくらお金をつぎ込もうが、節約しようが、ますます危険度が高くなるということだと思う。

【委員】 そのとおりなんですけれども、この検討をすることによって、堤防の業務も今、もう半年ぐらいおくれが起こったなと思っています。だから、そういう意味でいろいろな影響が出てきます。

【委員】 それは……。

【政務三役】 よろしいですか。

【委員】 はい、どうぞ。

【政務三役】 ありがとうございます。〇〇（政務三役）、〇〇（政務三役）、今、国会本会議中でこっちに来れないんですが、ほんとうに精力的にご検討いただきまして、ありがとうございます。

今日の議論は非常に大事な部分だと思って、私も議論に参加をさせていただければと思うんですけども、ちょっと2点です。

1つは、先ほど〇〇先生（委員）がおっしゃった、資料2の[エ]の検証対象ダム事業等の点検結果を、この[ケ]の総合的な評価にどう反映させるのかということは、私も大事な視点ではないかなと思ってまして、この[エ]の検証対象ダム事業等の点検というものを[ケ]に反映させる何かプロセスなりフローを明示すべきではないかなということが1つと、もう一つは、これは、この間の先生方のご議論の中でどう解釈されているのかということ素人である私に教えていただきたいんですけども、別紙3の下の四角囲みになっている『総合的な評価』の考え方（タタキ台）の上を書いてある全部で18行ぐらいの文章は、私、うん、うんとうなずきながら非常に腹に落ちる文章だったんですけども、下の①一定の「安全度」を確保（河川整備計画における目標と同程度）することを前提。この「前提」というのは、これを前提にしてしまってコストを比較したりすると、結論が非常に固まってしまっているのではないかなという印象を持つんですけども、これは、やっぱり前提とすべきなんですか。この2点です。先生方のご議論でどんな……。

【委員】 実際、これは河川の効果的な整備事業を決めるという点から、もう一遍整備計画を見直す。結局、河川の治水安全度について、あるきちっとした一定のレベルを確保する必要がある。時間軸がない基本方針を目標にしてやれるはずがないし、ご承知のように、河川法に基づいて、新しく20年とか30年の間のある程度短・中期的な目標としての整備計画というのが決められていますので、その事業を展開するに当たって、今、例えばダムと河川改修とを組み合わせると、その事業計画ができていますものだとすれば、今度はそれにかわるものを代替案として考えなさいというメニューを出しているわけですから、

そこに出てきたものが、今までの整備計画案と非常にレベルの違う洪水を対象にしてやったら全然比較しようがない。そういう意味で何が前提条件かという、安全度はそのレベルで確保するとしたときの事業案としてどういったものが出てきますか、出してくださいということです。ただそうは言いながら、ここでは目標と同程度と書いているから、それより高くなることはないと思うのです。お金もかかるし、同程度というか、それを選択する場合、両方とも低く考えるということもあるでしょう。ただ一つの案は減法低くて、片一方の案はものすごい高いようでは困るから、選択される安全度は変えられてもいいんだけど、しかし、比較するときは同じレベルでやってくださいということです。

【委員】 それと、もう一点だけおそらく心配されているのは、整備計画と、もっとはるか上に基本方針があるんです。これは非常に大きな、例えば100分の1とか200分の1とかいろいろあります。だけど、それは今すぐにできないから、〇〇先生（委員）が言われたように、二、三十年のうちでできる範囲のことをいろいろ現場では議論されているわけです。それはどのぐらいの確率になるかという、地域によって違いますけれども、小さい都道府県の川であれば20分の1とか10分の1とかその程度ですし、直轄ですと戦後最大ぐらいですから、戦後といたら50年ぐらいですから50分の1ぐらいの整備計画の安全度なんですよ。

一方は、基本方針の100年とか200年、はるか上なんですよ。そっちは今、我々議論できない。だから、二、三十年の期間で考えた目標安全度、その中におけるダム案と代替案の比較をしよう。私も最近いろいろな議論、ダム案ですと30分1とか50分の1というのがあるのかもわからないけれども、ともすれば100分の1ぐらいが多いのではないのでしょうか。というのは、これは理由があるわけで、ダムというのは、つくるときにちゃんとやっていないと、変更は後でそんなに簡単にできないですから、大きな計画になっていると思うんです。そこで比較するときに、安全度を一緒にしようというときに、整備計画の段階、例えば50分の1とか、あるいは府県であれば2、30分の1とかいろいろあると思いますけれども、そういうたぐいのものでダム案も、ほかのもう一つ、河道掘削とか、あるいは引堤とかも比較しましょう。そうしますと、ダムは大きいのをつくっているから、どっちかと言ったらコスト的に不利なんですよ。

【政務三役】 コストを比較するための前提。

【委員】 そうそう。安全度を一定にして、同じようにしてコストを比較しないと、安全度を変えたらコストは当然変わりますから、そういう意味なんです。蛇足みたいな感じ

で。

【委員】 さっきの[エ]のことなんですけれども、検証だけなら[エ]から[ケ]に直結する矢印というのがあってもいいと思います。ダムをやめるか、ダムを続けるかということの検証だけなら、私は[ケ]に直結するルートがあってもいいと思うのですが、やめることになる、それでは、その整備計画のレベルの安全度を何で確保するかというのをきちっと手当てして次の議論に行かなきゃいけないのですから。ルートとしては[エ]の重要性というのは我々は認識しているんですけども、やはり[オ]の複数案との比較というルートはこの検証ではやりましょうということです。[エ]を決して軽んじているわけではなくて、でも、[エ]からの直結のルートはなかなか難しいと。

【政務三役】 資料2の1枚目で、矢印として直結させろということではなくて、別紙3の言葉の中に、例えば[エ]の検証対象ダム事業等の点検を踏まえ、別紙2に示す評価軸についておのおの的確な評価を行った上でという、先生もおっしゃるとおり、[オ]、[キ]、[ク]、[ケ]と流れる矢印のほうがいいと思うんですけども、[エ]の点検結果が総合評価の指標の中に言葉として入っているということが重要なのではないかなと。

【委員】 了解です。

【委員】 そうだね。これは当然のことながらダムを検証するんだから。わかった。

【政務三役】 すいません。

【委員】 ほかに何かご意見ございますか。

【政務三役】 すいません、時間を超えてしまって。

【委員】 それでは、時間も残り少なくなりましたので、最後に中間とりまとめの骨子、先ほどから資料3、骨子（案）で示しております。これは、要するに章立てとその項目、中身といったものについて、実際には、先ほどお話ししましたように、文章化するとともに、これまで御議論いただいた表を付けさせていただきます。さらに中間とりまとめとして文章化されたものが出てまいりましたら、その表現とか、実際にそれを受けたほうがきちり公平にそういった作業を進められるというマニュアル的なものになっていないことにはだめです。そのためにも、この有識者会議として、ケーススタディー、すなわちあるダムサイトの今計画されているようなものを対象にして、果たしてこれですっと流れてうまく結果が出てくるかどうか。そういった作業をやってみようと考えております。それを実施して検証例をお示しする予定ですので、ご了解を願いたいと思います。

議事次第にその他とございます。したがって、今後の予定を少しお話ししておきま

す。

本日の会議で一応総合的な評価の考え方とか、あるいは今お渡ししました中間とりまとめの骨子（案）というものをお示したところですが、今申しましたように、中間とりまとめに向けては、まずケーススタディーです、それから中間とりまとめの本文案を作成して、その結果に基づいてパブリックコメントを行っていく必要があるのではないかと考えております。

先ほど申しましたように、ケーススタディーというのは、これまで整理してまいりました評価軸等を具体的な事例に基づいて当てはめて検討するという作業をいたします。

それから、中間とりまとめの本文案というのは、この骨子案をもとに文章化するものですが、これについては委員の皆さまからすでに幾つもの指摘を戴いておりますから、それらを反映しているかについていろいろご検討を願うということにしたいと思っております。その本文案ができますと、これをもとにパブリックコメントを実施して、広く国民の皆さんの意見をお聞きして中間とりまとめに反映させるということを考えております。

でき得れば次回の本会議では、先ほど申しましたケーススタディーといったものを取り上げたいと考えております。

また、本文案につきましても並行にいたしまして準備を進めていきたいと考えております。

それから、先に意見募集を行いました、その結果につきましても、この中間とりまとめに反映する必要があるかと考えております。その取り扱いにつきましても、また委員各位にご相談をさせていただきたいと思っております。

そういうことで、各委員におかれまして、今後ともご協力いただくようお願いいたします。

【委員】 ちょっと確認をさせていただいてよろしいですか。

【委員】 はい。

【委員】 今、中間とりまとめの骨子（案）のところでご説明があったんですけども、先ほど申し上げましたように、これはいわゆる検証の最後の部分がないわけですが、それはきちっと入れるということで確認させていただいてよろしいですね。

【委員】 はい。何ていう名前にしようか。

【委員】 それは考えて……。

【委員】 ちょっと考えておいてください。

【委員】　　ちょっといいですか。ケーススタディーという中には、これまで検討会で出てきたやめた例というのが、きちっと過去の段階においてなるほどなというのがわかるような例も含まれるということによろしいですか。

【委員】　　そうそう。

【委員】　　何かこれからの架空なものをやるだけじゃなくて……。

【委員】　　違う、違う。昔のやつも。

【委員】　　昔の例も今の基準で見て、昔はそれぞれまた別の理由でやめられているものもあるんですが、その辺もケーススタディーの中に含まれるということ。

【委員】　　そうそう、そのほうが僕はどっちかというといいと思う。

【委員】　　わかりました。

【委員】　　もういいんじゃないですか。

【委員】　　それでは、非常に長時間になりました。〇〇（政務三役）に一言ごあいさつをお願いします。

【政務三役】　　ほんとうに毎回ありがとうございます。

私、先々週、中国の都江堰に行ってまいりました。約2,300年前ですか、先人のああいう治水利水の知恵を間近で見えてきて、おそらく今回こうやって検証検討いただくテーマは、人類にとってはほんとうに大切に、将来にとって、あのとき検討しておいてよかったなと思われるようなプロセスになるであろうと確信していますし、そうするために私自身も取り組んでまいりますこととお誓い申し上げて、御礼のあいさつとしたいと思います。どうもありがとうございました。

【委員】　　どうもありがとうございます。

長時間、どうもいろいろとありがとうございました。

— 了 —